

～介護保険事務所からのお知らせ～

令和3年度から介護保険制度のここが変わります！

■4月から

1. 介護保険サービスを利用した時の料金が変わります。

国が定めるサービスごとの料金（介護報酬）が変わるため、介護保険サービスを利用した時に支払う金額が変更されます。

※4月以降の料金の詳細については、利用している介護サービス事業所にご確認ください。

2. 介護保険料が変わります。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスに係る給付費の増加などにより増額が見込まれますが、低所得の方の保険料については、令和2年度と同様、消費税を活用した公費が投入されることで負担が軽減されます。

※保険料額は前年の所得や住民税課税状況によって決定します。令和3年度の保険料額については、7月中旬にお知らせを送付する予定です。

3. 更新認定の有効期間が変わります。

令和3年4月1日以降に要介護（要支援）認定の更新申請をした方で、認定結果が前回と同一要介護度と判定された場合、認定有効期間は原則で12カ月、最大で48カ月（現行36カ月）まで延長になります。

【問い合わせ先】

介護保険事務所 TEL0187-86-3910（代表）